

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議、幹事会
並びに大阪駅周辺地域部会、中之島地域部会及び御堂筋周辺地域部会
傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪駅周辺地域・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議、幹事会並びに大阪駅周辺地域部会、中之島地域部会及び御堂筋周辺地域部会（以下「会議・幹事会・部会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 傍聴を定める定員は10名とする。ただし、議長、幹事会長又は部会長が必要と認められた場合については、この限りではない。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始の30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(報道機関の特例)

第3条 報道機関の傍聴については、記者席を設けるものとする。

2 報道機関の取材については、会場内の所定の位置から議事の進行の妨げにならない限り、写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、議長、幹事会長又は部会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 全各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、議長、幹事会長又は部会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附則

この要領は、平成 24 年 9 月 6 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 12 月 13 日から施行する。

附則

この要領は、平成 31 年 3 月 15 日から施行する。